

『必ず一読してください』

監理団体 代表者 各位
実習実施者 各位

『実施状況報告書(令和2年度以降作成・提出分)の様式改正について』(事前連絡)

日頃より、技能実習制度の適正な運営につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、技能実習制度の所管主務省庁（出入国在留管理庁・厚生労働省）より、**実施状況報告書(令和2年度以降作成・提出分)の様式の改正を検討している旨の連絡がありましたので、事前連絡をさせていただきます。**

様式が改正された場合、**昨年まで使用していた様式は使用できなくなります**のでご注意ください。

改正内容等についての情報は以下のとおりです。

- 改正理由
技能実習制度の一層の適正な実施に向けて、技能実習生を受け入れる実習実施者の平均賃金支給額や実労働日数などを正確に把握するための記入欄の見直しや、その他受入職種等の欄の新設の改正を行うものであること。
- 改正時期
改正時期は3月下旬になる見込みであること。

★ 様式が改正された場合は、速やかに外国人技能実習機構ホームページに掲載する予定です。

<https://www.otit.go.jp/youshiki/>

★ 実施状況報告書は、技能実習事業年度の翌年度5月31日までに提出することになっております。提出期限を遵守するよう、実習実施者に対する適切な指導をお願いいたします。

※ その他のお知らせ

- 監理団体の許可には有効期間が定められており、有効期間満了後も引き続き監理事業を継続する場合は、許可の有効期間の更新手続きが必要です。
- 有効期間の更新申請は**有効期間満了日の3か月前まで**に行う必要があります。**申請期限経過後は、申請を受け付けることはできません**ので、改めて貴団体の許可の有効期間をご確認いただき、申請期限までに申請を行うようお願いいたします。
- 申請方法、申請書類については、3月中に外国人技能実習機構ホームページに掲載することにしてあります。

外国人技能実習機構